

○金沢大学人間社会学域学校教育学類附属学校規程

(平成16年4月1日規程第164号)

改正

目次

第1章 通則(第1条—第5条)

第3章 附属小学校

第1節 総則(第27条)

第2節 学年, 学期, 休業日(第28条—第30条)

第3節 児童数, 学級数, 教科課程, 卒業(第31条—第34条)

第4節 入学(第35条—第39条)

第5節 転学, 転入学(第40条・第41条)

第6節 出席停止(第41条の2)

第7節 懲戒(第42条)

附則

【第1章 通則】

第1条 この規程は、金沢大学学則第5条第6項の規定に基づき、金沢大学人間社会学域学校教育学類附属学校(以下「附属学校」という。)に関し必要な事項を定める。

2 附属学校は、附属幼稚園、附属小学校、附属中学校、附属高等学校及び附属特別支援学校(以下「各校」という。)からなる。

第2条 附属学校は、金沢大学人間社会学域学校教育学類(以下「学類」という。)の教育計画の実施に協力し、次の機能を果たす。

(1) 教育の理論及び実際に関する研究並びにその実証を行うこと。

(2) 学生の教育実習を行うこと。

第3条 附属学校の機能を円滑に実施するため、学類に、金沢大学人間社会学域学校教育学類附属学校運営委員会(以下「委員会」という。)を置く。

2 委員会に関し必要な事項は、別に定める。

第4条 各校に、学校評議員を置く。

2 学校評議員に関し必要な事項は、別に定める。

第5条 各校に、校長の職務の円滑な執行に資するため、職員会議を置く。

2 職員会議に関し必要な事項は、別に定める。

【第3章 附属小学校】

第1節 総則

第27条 本校は、教育基本法等に則り、小学校教育を施すとともに、これに関する研究及び実証を行い、かつ、学類学生に教育実習を行わせる。

第2節 学年，学期，休業日

第28条 学年は4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

第29条 学年は、次の3学期に分ける。

第1学期 4月1日から7月31日まで

第2学期 8月1日から12月31日まで

第3学期 1月1日から3月31日まで

第30条 休業日は、次のとおりとする。ただし、休業日にも学校行事、授業等を実施することがある。

- (1) 祝日法による休日
- (2) 日曜日及び土曜日
- (3) 学年始 4月1日から4月7日まで
- (4) 夏季 7月21日から8月29日まで
- (5) 冬季 12月23日から1月7日まで
- (6) 学年末 3月21日から3月31日まで
- (7) 臨時休業日 校長が定める。

第3節 児童数，学級数，教科課程，卒業

第31条 児童の定員は、678名とする。

第32条 学級数は、20学級とする。

第33条 教科の科目、その時間数等は、別に定める。

第34条 全学年の課程を修了したと認められた者には、所定の卒業証書を授与する。

第4節 入学

第35条 入学の時期は、学年の始めとする。

第36条 入学を志願する者は、4月1日をもって学齢に達する者でなければならない。

第37条 入学を志願する者は、所定の入学願書に別表に定める検定料を添えて、指定の期日までに願出しなければならない。

2 既納の検定料は、返付しない。

第38条 入学を志願する者については、本校において選考の上、入学を許可する。

2 選考の方法は、別に定める。

第39条 入学を許可された者が正当の事由なくして、所定の期日までに入学に必要な手続きをしないときは、入学の許可を取消す。

第5節 転学，転入学

第40条 他の小学校へ転学を志願する者は、保護者の願書に志望の小学校及び転学の事由を記し、校長の許可を得なければならない。

第41条 本校へ転入学を志願する者があるときは、その志望学年に欠員ある場合に限り選考の上、転入学を許可することがある。

2 転入学志願者は、保護者の願書及び学校長の成績証明書に別表に定める検定料を添えて、願い出なければならない。

第6節 出席停止

第41条の2 校長は、感染症にかかっており、若しくはその疑いがある児童に感染症予防上必要があると認めるとき、又は児童の健康上必要があると認めるときは、当該児童の保護者に対して児童の出席停止を命ずることができる。

2 校長は、前項の規定により出席停止を命ずる場合には、当該児童の保護者にその理由及び期間を明らかにしなければならない。

3 学類長は、次の各号に掲げる行為の一又は二以上を繰り返す等性行不良であって、他の児童の教育に妨げがあると認める児童があるときは、当該児童の保護者に対して児童の出席停止を命ずることができる。

(1) 他の児童に傷害、心身の苦痛又は財産上の損失を与える行為

(2) 職員に傷害又は心身の苦痛を与える行為

(3) 学校の施設又は設備を損壊する行為

(4) 授業その他の教育活動の実施を妨げる行為

4 前項の規定により出席停止を命ずる場合には、あらかじめ、校長が当該児童の保護者の意見を聴取しなければならない。

5 学類長は、第3項の規定により出席停止を命ずる場合には、理由及び期間を記載した文書を当該児童の保護者に交付しなければならない。

6 校長は、出席停止の期間における当該児童の学習に対する支援その他の教育上必要な措置を講ずるものとする。

7 学類長は、出席停止を命じたときは、その旨を学域長に報告し、学域長はこれを学長に報告しなければならない。

8 前項までに定めるもののほか、出席停止に関し必要な事項は、別に定める。

第7節 懲戒

第42条 本校の規則に違反し、又は児童としての本分に反する行為があつた者は、学類長の許可を得て校長がこれを懲戒する。

2 懲戒の種類は、退学及び訓告とする。

3 前項の退学は、次の各号の一に該当する場合に行う。

(1) 性行が不良で改善の見込みがないと認められる場合

(2) 学力が劣等で成業の見込みがないと認められる場合

(3) 正当の事由なくして出席が不十分である場合

- (4) 本校の秩序を乱し、その他児童としての本分に著しく反した場合
- 。

附 則

この規程は、令和元年10月1日から施行する。